

平成 29 年 12 月 20 日

各 位

三重県四日市市西新地7番8号
株式会社三重銀行
取締役頭取 渡辺 三憲

株式移転公告

当行は、平成 29 年 12 月 15 日開催の当行臨時株主総会において、平成 30 年 4 月 2 日を株式移転設立完全親会社の成立の日として、株式会社第三銀行(本店所在地 三重県松阪市京町 510 番地)と共同して、株式移転設立完全親会社である株式会社三十三フィナンシャルグループ(本店所在地 三重県松阪市京町 510 番地)を設立するための株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)を行うことを決議いたしましたので公告いたします。

本株式移転に伴い、会社法第 806 条第 1 項の規定に基づき、当行株式の買取りを請求される株主さまは、本公告の日から 20 日以内(平成 30 年 1 月 9 日まで)に、当行に対して書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

さらに、上記ご通知にあたり、株主さまが振替口座を開設している口座管理機関(証券会社等)に対して、個別株主通知の申し出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記当行指定口座への振替申請をあわせて行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、期日までに下記の当行指定口座への振替申請がなされていない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。

記

振替先(買取口座)管理機関：日本証券代行株式会社
口座名義人：株式会社三重銀行(買取口座)
当行の加入者口座コード：155047300164969000030

以 上

株式買取請求に関するお手続きにつきましては、当行株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

【株主名簿管理人連絡先】

〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
日本証券代行株式会社 代理人部
TEL 0120-707-843 (フリーダイヤル)